

Title	ヒューム正義論の特質と意義：所有権論と経済論
Sub Title	The significance of Hume's theory of justice and property
Author	坂本, 達哉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.1 (1982. 2) ,p.92- 111
JaLC DOI	10.14991/001.19820201-0092
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820201-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヒューム正義論の特質と意義

—所有権論と経済論—

坂本達哉

目次

- I はじめに
- II 人間本性論の展開——個性と社会性
- III 正義と所有権の起源
 - 1 ロック所有権論批判
 - 2 ヒューム所有権論の展開
- IV 私的所有と契約——市民社会の発見
- V ヒューム経済論の生成

I はじめに

内外におけるスコットランド啓蒙思想研究の隆盛のなかで、D. ヒューム (David Hume, 1711-1776) の社会・道徳理論は A. スミスのそれにつぐイギリス市民社会論研究の一点をなしているように思われる。本論では、このヒューム市民社会論の基礎を解明する方法として、彼の正義論を考察する。

さて、上述のごときヒューム研究の活発化においても、彼の正義論体系は最近とりわけ注目されるところである。既に L. スティープンや J. ボナーの古典的著作にもヒューム正義論への言及は見られるが、近年の内外諸研究に見られる基本的傾向は、正義論をヒュームの社会・道徳理論を特徴づける最も重要な部分のひとつと見なし、これに主題的体系的考察を加えようとする点にある。

もとよりこれら諸研究の⁽¹⁾立場や方法は多様であり、これを一言で要約することはできない。しかし、

注(1) ヒュームの正義論に關説している主要な文献を以下にあげる。

山崎正一『ヒューム研究—市民社会の論理的地平の設定—』創元社、1949年。内田義彦『経済学の生誕』未来社、1953年(増補版1962年)。羽鳥卓也『市民革命思想の展開』御茶ノ水書房、1957年(増補版、1976年)。内田義彦『経済学史講義』未来社、1961年。山崎恰『租税思想におけるデイヴィッド・ヒューム』(香川大学経済学部『研究年報』第1号、1961年)。舟橋喜恵『人間本性論』における道徳哲学と政治学—D. ヒューム研究序説(名古屋大学『法政論集』第40号、1967年)。田中正司『同感論におけるヒュームとスミサーヒューム同感論の意義と限界についての一考察』(『思想』第593号、1973年)。大野精三郎『David Hume の市民社会論』(『経済研究』第25巻第4号、1974年)。水田洋『イギリス道徳哲学の系譜』(経済学史学会編『『国富論』の成立』岩波書店、1976年、所収)。川久保見志『コンヴェンションと同感—近代社会秩序形成論史における D. ヒュームから A. スミスへの展開—』(札幌大学『経済と経営』第6巻第1号、1976年)。

それらに内在する共通の問題意識をあえて指摘すれば、ヒューム正義論および政治経済学や歴史学をも含めた彼の市民社会論全体を、J. ロック以後の経験的自然法思想の特徵的系譜において把握しつつ、そこにおけるヒューム理論の独自の意義を明らかにしようとする点にあると言えよう。こうした問題意識の成果として、ヒューム思想の積極的意義を高く評価するD. フォーブズ、J. ローベック、K. ハーコンセン等の諸著作をあげることができる。そしてかかる研究方向の必然的帰結として、ヒューム市民社会論と経験的自然法思想の体系的確立者であるスミスのそれとの対比的分析という重要課題が存在しているのである。以下本論では、従来の研究成果をふまえつつ、ヒューム正義論を、特にその基軸をなす所有権の理論を中心に、主題的に検討したい。その際、次の二つの問題視角が重視されよう。

第1に、所有権理論としてのヒューム正義論の意義の解明である。これまで、特にわが国の研究では、ヒューム正義論をもっぱらスミス正義論との対照において、位置づけ特徴づけるという問題意識が強調されてきた。そのため、所有権論を中核とするヒューム正義論独自の問題設定や論理構成の内在的分析が、必ずしも十分に行なわれているとは言えないように思われる。本論では、かかる研究史的反省に立ち、特にロックの所有権理論との対比を念頭にヒューム所有権論の思想史的意

同上『人間本性論』における二元論的市民社会認識（『経済と経営』第8巻第1・2号、1977年）。常行敏夫「ヒュームの経済理論と社会理論—統一的ヒューム像を求めて—」（『専修経済学論集』第10巻第2号、1976年）。大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』岩波書店、1977年。水田洋『人間本性論』の市民社会像（『経済研究』第28巻第1号、1977年）。田中敏弘「ヒューム正義論に関する覚え書」（『経済研究』第28巻第1号、1977年）。同上「<資料>ヒューム没後200年、エディンバラ・ヒューム国際会議に出席して」（『経済学論究』第31巻第4号、1978年）。星野彰男「ヒュームとスミスの自然法思想」（関東学院大学経済研究所『年報』第2集、1979年）。新村聡「正義論におけるヒュームとスミス」（日本イギリス哲学会『イギリス哲学研究』第4号、1981年）。

L. Stephen, *History of English Thought in the Eighteenth Century*, London, 1876. 中野好之訳『十八世紀イギリス思想史』筑摩書房、1969年。J. Bonar, *Philosophy and Political Economy: in Some of Their Historical Relations*, London, 1893, 2nd. ed., 1909. C. E. Vaughn, *Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau*, Manchester, 1925, rpt. New York, 1960. E. Haléuy, *The Growth of Philosophic Radicalism*, tr. by M. Morris, London, 1928. P. Larkin, *Property in the Eighteenth Century*, Cork, 1930. G. Bryson, *Man and Society: The Scottish Inquiry of the Eighteenth Century*, Princeton, 1945. R. Schlatter, *Private Property: The History of an Idea*, London, 1951. L. Robins, *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, London, 1952. P. Stein, "Legal Thought in Eighteenth Century Scotland", *Juridical Review*, II, 1957. J. Plamnatz, *Man and Society*, Vol. 1, London, 1963. J. B. Stewart, *The Moral and Political Philosophy of David Hume*, New York, 1963. W. L. Taylor, *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, Durham, 1965. Páll S. Ardal, *Passion and Value in Hume's Treatise*, Edinburgh, 1966. P. Mercer, *Sympathy and Ethics: A Study of the Relationship between Sympathy and Morality with Special Reference to Hume's Treatise*, Oxford, 1972. D. D. Raphael, "Hume and Adam Smith on Justice and Utility", *Proceedings of the Aristotelian Society*, LXXIII, 1972-1973. R. Brandt, *Eigentumstheorien von Grotius bis Kant*, Stuttgart, 1974. D. Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge, 1975. H. T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, London, 1977. A. O. Hirschman, *The Passion and the Interest: Political Argument for Capitalism before Its Triumph*, n. p., 1977. J. Rohbeck, *Egoismus und Sympathie: David Humes Gesellschafts- und Erkenntnistheorie*, Campus Verlag, 1978. J. L. Mackie, *Hume's Moral Theory*, London, 1980. J. Harrison, *Hume's Theory of Justice*, Oxford, 1981. K. Haakonssen, *The Science of a Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge, 1981.

義の確定を試みたい。ロック所有権論こそ17世紀自然法理論の完成である一方、18世紀市民社会論の発展史に重大な影響を及ぼした理論と考えられるからである。

第2は、正義論と経済論との関連である。ヒューム正義論がその出発点とする人間・社会観はすぐれて近代的生産力的な特質を有し、彼の経済論における自律的社会像の前提をなしている。そこで両者の関連に一定の照明を与えるのが、次の課題となる。その場合にも、経済思想におけるヒュームとロックの対照を明らかにし、正義論に見られる人間認識の深化が、両者の经济社会把握の相違をいかに規定しているか、が問われねばならない。ヒューム正義論と経済学という問題設定について、わが国の研究史は内田義彦氏が提起された「ヒューム法理論=重商主義の基礎づけ」という解釈をめぐって、長い未解決の論争史を有している⁽²⁾。このことは周知の事実と言えよう。本論では主題の制約から、問題の性質上当然取り上げらるべきこの論点を中心的全面的に論じることはできない。しかし、この問題にヒューム経済論の前提をなす基礎的人間・社会像の形成、というより広い角度から接近することによって、問題の予備的検討を行なうことが意図されている⁽³⁾。

II 人間本性論の展開——個性性と社会性

ヒュームは独自の正義論体系を展開する論理的な前提として、人間と社会についての新たな本質把握を提示している。ヒュームに先行する代表的な人間・社会観の批判的検討の上に構築されたこの本質把握は、彼の正義論の基礎視角であると同時に、政治経済学や歴史学をもふくめたヒューム市民社会論体系全体の基礎をなすものと考えられる。そこでわれわれはまず、この点の分析から始めなければならない。

18世紀中葉段階におけるイギリスの主要な人間・社会認識の体系は、第1にホッブズ・マンデヴ

注(2) 内田、前掲『経済学の生誕』111頁、前掲『経済学史講義』151頁。論争の問題点については、山崎恰「ヒューム研究—その社会科学像をめぐって—」(季刊『社会思想』第2巻第2号、1972年)に適切な指摘が与えられている。尚、海外におけるヒューム研究の最近の動向については、大野精三郎「ヒュームにおける『人間の科学』と政治経済学—ヨーロッパの研究動向—」(『経済研究』第31巻第2号、1980年)を参照。

(3) 本論でしばしば言及する『人間本性論』・『道徳原理研究』からの引用は、書名を以下の略号で明示し、原書と邦訳の頁数を本文中に並記する。訳文は変更することがある。また〔 〕内と傍点は断わりのない限り筆者のものである。ヒュームのその他の著作については、引用頁数をそのつど註で明示する。

THN—David Hume, *A Treatise of Human Nature: Being an Attempt to Introduce the Experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, London, 1739-1740, ed. by L. A. Selby-Bigge, Oxford, 1888, 2nd rev. ed. by P. H. Nidditch, Oxford, 1978. 大槻春彦訳『人性論』岩波文庫、1952年。邦訳は第4分冊の頁数のみ記す。

EPM—David Hume, *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, London, 1751, ed. by L. A. Selby-Bigge, Oxford, 1902, 3rd rev. ed. by P. H. Nidditch, Oxford, 1975. 松村文二郎・弘瀬深訳『道徳原理の研究』春秋社、1949年。

現在入手し易いヒュームのテキストとして上記以外に、*David Hume: The Philosophical Works*, 4 Vols. ed. by T. H. Green and T. H. Grose, London, 1886, rpt. Darmstadt, 1964. があるが、編集・校訂の厳密性を考慮して、本論は前記オックスフォード版に拠る。

イルらの利己的人間観の体系であり、第2にシャフツベリーやハチソンの利他的人間観の体系であった。⁽⁴⁾ヒュームも正当にこれら対照的二体系に着目し考察した。まず利己心体系について次のように述べる。「一般的に言って、この性質〔利己心〕は従来あまりにも誇張されてきたのであって、ある哲学者たちが人間のこの点について好んで行なう記述は、おとぎ話や伝奇小説に現われる怪物の説明と同じ程に自然からかけ離れているように思われる」(THN 486, 訳58)。他方、利他心体系にかんしては、「一般に個人的資質や職務やわれわれ自身との関係から独立の、人類愛それ自体というような感情は、人間の心のなかには存在しない」(THN 481, 訳50)と断定している。つまりヒュームは人間本性を自己保存の欲求に還元するホッブズの構成を人間の社会性の視点から批判するとともに、近代的諸個人の社会的結合を普遍的仁愛による神的調和の体系に根拠づけたハチソンの構成をも、人間の利己の本質の洞察に立ってしりぞけるのである。では人間本性にかんする二体系にたいする以上の両面批判の意味は、何であろうか。

ホッブズ思想体系が、近代的個人と市民社会の相互関係を徹底して究明し、近代思想史上に画期的な問題提起的意義を有することは周知の事実である。ハチソンやシャフツベリーの利他心体系も、利己心を超克する普遍的仁愛や人類愛の存在証明を通して、ホッブズの問題提起にそれなりの解答を試みるものであった。しかしかかる構成は、その内容から見れば、利己心の否定をつうじて社会の調和をはかったにすぎず、利己的個人それ自体による市民社会形成というホッブズの根本課題を内在的に継承するものではなかった。そしてこの点に、ホッブズ体系とハチソンの体系をともしりぞけるヒュームの両面批判の意味があると言える。人間本性に根ざす利己心を抽象的に否定して利他心による諸個人の統合をはかっても、問題の解決にはなり得ないことを、ヒュームは鋭敏に察知した。重要なことは利己心か利他心かという二者択一ではなく、利己的諸個人それ自体が市民社会において織りなす社会性の構造の解明である。利己的諸個人が利己的諸個人のままでいかにして社会を形成し、その社会の内部で自己の私的利益を貫徹しうるのか、こうした問題把握の内にこそホッブズ問題を正面から受けとめ、これを積極的に展開すべき方向がある。

利己的個人の社会性というこの基本認識は、ヒューム自身の言葉が明示している。「人間本性が善か悪かという問題は、社会の起源という別個の問題とは全然無関係である」「なぜなら自己利益の情念が悪徳であれ徳性であれ同じことだからである」「自己利益の情念が徳性であれば人間は徳性によって社会的となり、悪徳であればその悪徳が同一の効果を及ぼす」(THN 492, 訳66-7)。ではヒュームは以上の認識に立って、どのような人間・社会把握を展開するのであろうか。

これまでの考察が示す通り、ヒュームは人間の社会的本質と利己的本質との同時把握から出発する。

注(4) 水田洋「イギリス経験論の市民社会観」(同『アダム・スミス研究』未来社、1968年、所収)および浜田義文『カント倫理学の成立』(勤草書房、1981年)の第2・3章、を見よ。

まず人間の社会性（＝相互依存性）の強調は「ヒューム思想の著しい特徴」⁽⁵⁾（フォーブズ）をなす。もとよりかかる認識はヒュームに独自なものではなく、グロティウス、プーフエンドルフ、カンパーランドといった近代自然法論者が共有した基本的人間観であった。ヒューム思想の固有性は社会性認識それ自体にではなく、むしろ人間の社会性の基礎を徹底して経験的非神学的論理によって展開した点に、認めることができる。一般に上記の近代自然法論者の思想史的意義は、中世以来の神学的自然法体系を当時確立しつつあった自然科学的方法によって再構成しつつ、その世俗化に貢献した点に求められることが多い。しかし近年の注目すべき研究は、これら近代自然法理論の諸体系それ自体が、究極的には神学的宗教の根底に立脚していた事実を指摘している。これに対しヒューム⁽⁶⁾は、人間の社会的本性の把握を近代自然法思想の遺産に負いながらも、経験的手法を全面的に駆使した独自の人間・社会分析を展開したのである。それは18世紀という近代市民社会の本格的形成期により適合的な人間の社会性認識の生成を意味する。

ヒュームは人間と他の諸動物との身体的特徴を比較検討し、人間のみが「虚弱さと必要の不自然な結合」（THN 485, 訳56）という生れつきの欠陥を持つ事実を指摘する。人間が個体として有する天賦の諸能力は、それに対して不相応に大きな個体維持のための必要と欲求を満足させるに十分ではない。人間個体のこの自然的構造的弱点を補完し、他の諸動物をはるかに凌ぐ力を与えるもの、それが社会である。ヒューム自身の説明を聞こう。

「社会（society）によってあらゆる弱点が補完される」「個人が孤立してばらばらに労働するとき、人間の力はあまりに小さく、大した仕事をすることはできない。個々人の労働は自分の様々な必要を全部満たすのに用いられるから、個々の技術が完全になることがない。そして用いられる力とその成果とは必ずしも常に均等とは限らないから、何かひとつの失敗は不可避免的に破滅と不幸を伴わざるをえない。社会はこれら三つの不都合を救済する」（傍点原文イタリック、THN 485, 訳57）。

以上の説明を筆者なりに整理すれば以下のようになる。まず自然人間個体の弱点とは、単独労働における生産力の欠如・自給自足労働における技術の停滞・これらの帰結としての生産労働の不安定性、の三種である。そしてこれら三つの弱点を克服する社会形成の三つの利益とは、諸力の結合による生産力の増大・分業による技術の向上・相互扶助による安全確保、である。明らかにヒュームは社会成立の必然的根拠を、生産労働における力・技術・安定性の獲得という社会的労働（分業と協業）の三利益に還元して把握している。人間は生命と生活の再生産を、労働つまり生産活動を媒介に実現せねばならない。のみならずその生産活動は、同時に社会的活動でもあらざるをえない。孤立的労働は力・技術・安定性、の欠如という人間の生来の欠陥を補うことができない。人間諸個体の結合された労働だけがこの欠陥を克服する。

注(5) Forbes, *op. cit.*, p. 105.

(6) *Ibid.*, pp. 69, 77.

ヒューム正義論の特質と意義

つまりヒュームは人間の本源的な社会性を、諸個人の社会的結合労働の利益によって基礎づけながら、社会をなして生産する諸個人という根本規定において捉えたのである。しかもその場合、社会的労働の利益は、分業や協業による人間諸力(=生産諸力)の増大や生産技術の改善という形で、きわめて具体的に分析された。社会化された労働に対するこうした生産力的動態的認識が、ヒューム思想形成の背景をなすイギリス近代社会の現実の経済発展を表象しつつ、得られたであろうことは容易に想像できる。約言すれば、ヒュームは社会的人間という基本的把握を、理念的抽象的ではなく、市民社会が形成する近代的個人の社会性としての具体的内容において獲得したのである。社会的労働の生産性の洞察に裏づけられたこうした人間の社会性認識が、グロティウスらの相互仁愛論⁽⁷⁾やハチソンの普遍的仁愛論から大きく前進したものであることは明白と言えよう。

では次にヒュームの利己心把握をみよう。ここで彼は一転して人間の自愛的性格に内在する。ヒュームによれば、前述のごとき人間の社会的規定性にもかかわらず、かかる人間的協働関係を阻害し混乱させる主体的要因が存在する。それが利己心にほかならない。

「われわれの自然的性向と外在的事情のなかに、絶対不可欠の社会的結合に非常に不都合な点、さらには対立さえする点があることが認められねばならない。不都合な点のなかでは利己心(selfishness)が最も顕著なものとしてよい」(傍点原文イタリック、THN 486、訳58)。

ヒュームは利己心を偏愛性(partiality)あるいは制限された寛大さ(limited generosity)などとも言いかえる。ホッブズ的な自己保存の発想は後退し、利己心は社会における富と幸福の追求の原動力として、それ自体、社会的性格において捉えられている。さらにヒュームが正義確立の主要因とみる利己心は決して利己心一般ではなく、物財の稀少性と結びつく形態での利己心である。ヒュームによれば「この利害の感情以外のすべての情念は容易に抑制されるか、それを放置しても大して有害な結果をもたらさない」(THN 491、訳65)。他方ヒュームは、人間が所有する財一般を精神・身体・労働生産物の三種に分類し、正義論の主要考察対象が、「われわれが勤労と幸運によって獲得した所有物」(THN 487、訳60)としての労働生産物であることを明確にしている。すなわち労働生産物をめぐる諸個人の利己的情念のみがここでの中心問題なのである。なぜなら労働生産物だけが「他人の暴力にさらされており、損失も変化も受けることなく他人に譲渡され得る。しかも同時に、この物財の量はすべての人々の欲望と必要を満足させるには十分ではない。従ってこれら物財の改善が社会の主要利益であると同様、これら物財の所有の不安定性とこれら物財の稀少性が社会の主要障害をなす」(傍点原文イタリック、THN 488、訳60)からである。

この説明は一見すると社会的富に対する静態的固定的把握として重商主義的な「富のバランス」(balance of wealth)観の表明と解釈することもできよう。しかし前述したヒュームの生産力的動態的労働概念を想起すれば、それはむしろ当面問題となる利己心を、抽象的な利己心一般ではなく、

注(7) 田中正司『市民社会理論の原型—ジョン・ロック論考—』御茶ノ水書房、1979年、159頁。

富と生産力の漸次的増大にもかかわらず、むしろこれに対応して膨張する近代人の所有欲として把握する、生産力的視点の証左と見るべきであろう。こうした所有欲についてヒュームは次のように断定している。「われわれ自身やわれわれの親友のために物財を獲得したいという食欲のみが、あくことを知らず恒常的普遍的であり、社会に対して直接破壊的である」（THN 491, 訳65）。こうしてヒュームの利己心概念は事実上、所有欲としての具体的内容を与えられることになり、ホッブズ以来、近代思想の根本問題をなす利己的個人と社会の矛盾・相克の問題が、明確に生産力的かつ所有論的な視点から問い直されることとなった。

以上の分析によって、ヒュームがホッブズの利己心体系とハチソンの利他心体系をともしりぞけ、彼独自の利己的かつ社会的な人間という把握を提示したことの意味が多少とも明確になったと思われる。では人間・社会観のかかる独自の再構成の上にヒュームが展開する正義論はいかなるものであろうか。

III 正義と所有権の起源

1 ロック所有権論批判

ヒュームの分析が明らかにした通り、人間の本性に内属する利己的性格と社会的性格とは、ともに近代的個人において最も鮮明に現われる二側面でありながら、現実には容易に統一され調和され得るものではない。それどころか、利己的情念の無制限の解放は、人間社会を破滅に導く。ヒュームによれば、利己心と社会性とのかかる矛盾を調停し社会の存続・発展の基礎を築くもの、それが正義と所有権の確立にはかならない。「正義の諸規則によってのみ人々は社会を維持することができる」（THN 534, 訳126）。以下、正義の本質・起源をめぐるヒュームの議論を、諸側面から検討してみよう。

ヒューム正義論の最大の特徴は、正義の徳性を自然的徳性ではなく、人為的徳性(artificial virtue)として規定すると同時に、その確立を黙約の概念を用いて説く点にある。正義の人為的本質はヒュームがくり返し強調するところであり、田中敏弘氏の言われるように、彼の正義論のみならず市民社会論全体の理解にとり重要な論点をなす⁽⁸⁾。しかもヒュームが、この独自の人為的正義の概念を、既にみた彼の人間観形成の場合と同様、主要な先行諸理論の批判的摂取に立脚して展開した事実が注目される。彼の議論をみよう。

「われわれの所有権 (property) とは、それを常に持っていることが社会の諸法すなわち正義の諸法によって確認されている物財のことである。従って正義の起源を解明する前に所有権、権利、義務などの言葉を使用したり、正義の起源の解明にこれらの用語を用いさえずる人々は、非常に大

注(8) 田中敏弘, 前掲論文, 11頁。

きな誤謬を犯しているものであり、探究を確固たる基礎の上で進めることはとうていできない。人間の所有権とはその人間に関係する何らかの対象である。この関係は自然的なものではなく社会的(moral)なものであり、正義によって基礎づけられている。ゆえに正義の起源が人間の作為と案出にあることを示さずに、われわれが所有権の観念を持ち得ると想像するのは、まったく本末転倒である」(傍点原文イタリック、丸点筆者、THN 491, 訳64)。

ここでヒュームは、所有権が正義の諸規則の形成を前提にはじめて確立されること、正義の諸規則は自然的ではなく人為的に形成されること、従って所有権は自然的ではなく人為的であること、等を明確にしている。この正義の人為性の観念の具体的意味については後に詳しく検討するが、これらの主張が当時の代表的な正義論の諸体系にたいする批判的言及となっていることは言うまでもない。すなわち自然的正義や自然的所有権の観念が明確に否認され、正義と所有権の人為的本質が論定されているのである。ここにわれわれは合理主義的世界観にもとづく自然法学説一般に対するヒュームの包括的批判を読みとることもできよう。⁽⁹⁾この意味でその批判は、本来、正義の自然的本質を主張するあらゆる体系に向けられる性格のものと言えるが、ヒューム正義論の当面の主要批判対象は、17～8世紀以降に現われた自然的正義の理論、とりわけハチソンとロックのそれであった。

まずヒュームのハチソン批判が、利他心体系批判の形で遂行されていることは前述の通りである。そしてこの批判の論理が正義論の場面でいぜん堅持されている事実が注目される。「公共的利害への顧慮または強力かつ広汎な仁愛は、正義の諸規則の遵守に対するわれわれの最初の根源的な動機ではない」(THN 495, 訳71)。のみならずヒュームは同趣の批判的見解を、1743年1月10日付のハチソン宛書簡においてより明確に表明している。⁽¹⁰⁾そこでは、正義と所有権の根拠を所有主体への公共的仁愛や私的仁愛に求めるハチソンの立場への不満が明示され、人為と黙約こそが正義の基礎であると力説されている。これらの事実から、ヒュームがハチソンの自然法学体系に根本的疑義をもっていたことは明らかと言えよう。⁽¹¹⁾しかしながらヒューム正義論における最も重要な批判対象は、何よりもロックの自然権理論であったように思われる。J. ムーアも指摘するように、ロックこそヒューム正義論の「主要な挑戦目標」⁽¹²⁾であった。言うまでもなくロックは、所有の自然権の観念を

注(9) ヒュームはエディンバラ大学で法学を専攻し(1723～5年)、ローマ法やオランダ法学の古典的諸著作に数多く親しんだ。J. Moore, "Hume's Theory of Justice and Property", *Political Studies*, XXIV, 1976, 113.

(10) J. Greig, *The Letters of David Hume*, Vol. 1, Oxford, 1932, p. 47. 尚、この手紙については、水田洋「十八世紀思想とアダム・スミス」(大河内一男編『国富論研究』Ⅱ, 筑摩書房, 1972年, 所収) 121頁, 参照。またハチソンの道徳哲学については、水田洋「ハチソンにおける道徳哲学と経済学」(水田, 前掲『アダム・スミス研究』所収)を見よ。また合理主義倫理学批判の問題を軸としたロック・ハチソン・ヒュームの相互関係は、N. K. Smith, *The Philosophy of David Hume: A Critical Study of Its Origins and Central Doctrines*, London, 1941, pt. I ch. II, に詳しい。

(11) 水田, 前掲「十八世紀思想とアダム・スミス」121頁, 参照。

(12) Moore, *op. cit.*, 114. 次の指摘も参照。「ヒュームは権利概念の基礎づけに対してもっぱら経験的諸契機において、自然法の合理主義的伝統との対決のなかで取り組む。ロックが人間にとって所有権とは神であると語る時、そこにはヒュームにとって自己を見通し得ないひとつの空虚な形而上学がある」(Brandt., a. a. O., S. 106)。

思想上はじめて原理的に樹立するとともに、この自然的所有権を自然法の論理によって基礎づけ展開した。その際、いわゆる「労働所有論」が援用されたことは周知の事実である。ではヒュームは、いかなる意味で、自然法理論史上画期的意義を有するロック所有権論の批判を、必要と考えたのであろうか。次にこの点を少しく検討してみよう。

まずヒューム道徳哲学体系全体の基調である合理主義道徳哲学批判の一環として、ロックが取り上げられたことが推察される。事実ヒュームは「徳性の感覚は理性に由来するという通常の見解」を吟味し、「正義の感覚は理性に、すなわち、永遠不変で普遍的に義務を課する諸観念間の一定の連結と関係の発見にもとづくのではない」(THN 496, 訳71)と述べている。しかし同じく合理主義道徳哲学批判をその主題としたハチソンの道徳理論それ自体の批判をヒュームが遂行した事実が示す通り、ここでの問題は合理主義批判にとどまるものではない。それは、われわれの問題意識から見て、前に考察したヒューム正義論の基礎をなす人間・社会観と、ロック所有権論のそれとの関係の問題である。

周知の通りロックは『統治二論』⁽¹³⁾ (*Two Treatises of Government*, 1690)において、私的所有の正当な権源が自然にたいする人間の労働投下にあると主張した。それは、「所有権の前社会的起源」⁽¹⁴⁾の論証を基礎に、所有の自然権の観念をうち立てる画期的主張であった。さらに彼がそこで展開した人間労働概念は、すぐれて生産力的近代的な特質を有していた。ロック所有権論が近代的商品経済の担い手たる独立生産者の所有理論と称されることが多いのもこのためである。生命・自由・私有財産の理念を、自然権として独立生産者の人間像の上に定着させたロック理論は、この意味で「市民社会理論の原型」としての資格をもつと言える。

しかし他方で注意すべきは、ロックが社会的分業にもとづく商品生産の現実をそれなりに表象しながらも、いまだ分業と商品生産の論理を欠如していたことである。端的に言えば、ロックが人類史の起点に置いた「理性的で勤勉な」⁽¹⁵⁾生産者は、「自然と戦う」孤立の生産者であった。自然状態にある各生産者は労働と所有を制限する三重の自然法条項を遵守しつつ、自給自足的再生産を営む。ロックによれば、世界の初期時代においては、「自分で利用できる以上に蓄積することは、不正であるのみならず愚劣なことであった」⁽¹⁶⁾し、土地はあり余っていたので、人々は「仲間から離れて広

注(13) 以下、*The Socond Treatise of Government*, ed. by J. W. Gough ed., Oxford, 1976. 宮川透訳『統治論』(『世界の名著』27, 中央公論社, 1968年, 所収)から引用。

(14) O. Gierke, *Natural Law and Theory of Society 1500-1800*, tr. by E. Barker, Cambridge, 1950, p. 103.

(15) Locke, *op. cit.*, p. 18. 宮川, 前掲邦訳, 213頁。

(16) 自己労働による所有を定めた「労働制限」、自己消費量以上の蓄積を禁止する「十分制限」、所有物の腐敗を共同の富の侵害と規定した「腐敗制限」の三種である。*Ibid.*, pp. 17-20. 宮川, 前掲邦訳, 211~216頁。より詳細な分析は、田中正司, 前掲書, 177~178頁, C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, Oxford, 1962, rpt. 1979, pp. 203-220. 等に見られる。

(17) Locke, *op. cit.*, p. 25. 宮川, 前掲邦訳, 222頁。

大なる未開地に迷い込む危険のほうがはるかに大きかった⁽¹⁸⁾」のである。ゆえに、かかる孤立の没社会的生産者は、本来的な独立生産者と言うことはできない。なぜなら彼等は相互に共存関係にあるのみで、社会的分業を基盤とする社会的協働関係にないからである。もちろん、前述の自然法諸制限は貨幣の導入によって事実上解除され、富の無限の蓄積が可能となる。しかし、そこに現出するのは重商主義的な貨幣交換社会ではあっても、真の意味における分業交換社会ではない。

そして労働による所有権の基礎づけの論理は、まさに、こうした没社会的人間像に適合的な所有権理論であった。所有権とは本来社会的構成物であり、物象の排他的占有をめぐる人格と人格との社会関係それ自体にはかならない。S. ウォリンも言う通り、本来、労働投下という純個体的行為が私的所有権の一源泉になるとすれば、それは「他人がその行為に正当な効果を認めるからである」。つまり「占有は個人的なことがらだが、それを有効な権利にかえる承認は社会的なことがら⁽¹⁹⁾」なのである。ところがロック理論では、個体的労働という純粹の対自然関係において、一切の社会関係の介在なしに、所有権が成立する。「所有権は彼の説明では社会的制度ではない⁽²⁰⁾」というJ. プラムナツの指摘はこの意味で注目し値しよう。そしてロック所有権論の根本を規定するこの人間像の批判こそ、ヒュームによるロック批判の中心的動機であるように思われる。この点でヒュームが『道徳原理研究』における利己心体系批判の叙述において、ホッブズとともにロックの名をあげている事実も以上の推論に関連するものと言えよう⁽²¹⁾ (EPM296, 訳192)。

これに対してヒュームの基本的人間像は、利己的でありながらも社会をなして労働せざるを得ない諸個人というものであった。この観点からすれば、正義と所有権は、かかる諸個人によって彼等の利益と必要に立脚しつつ樹立される「社会の自発的産物⁽²²⁾」にはかならない。すなわちロック所有権論の意義と限界にかんする以上の認識を前提とするヒューム固有の問題は、社会的個人の根本把握を起点に、市民社会の大黒柱たる正義の諸規則の形成・確立の過程を原理的具体的に解明することである。それは、ロックの場合とは逆に、正義と所有権の社会的起源を探究することを意味するであろう。

注(18) *Ibid.*, p. 19. 宮川, 前掲邦訳, 214頁。

(19) S. Wolin, *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, London, 1960. 尾形典男・福田敏一・半澤孝磨訳『西政政治思想史Ⅳ, 自由主義と政治哲学の凋落』福村出版, 1975年, 61頁。

(20) Plamnatz, *op. cit.*, p. 221. 藤原保信他訳『近代政治思想の再検討Ⅱ, ロック～ヒューム』早稲田大学出版部, 1975年, 104頁。尚、ロック所有権論にはより立ち入った考察が必要であり、本論の分析はヒューム理論との対比的考察という限定された視点に由来する制約をまぬがれない。最近の研究として、J. Tully, *A Discourse on Property: John Locke and His Adversaries*, Cambridge, 1980. L. C. Becker, *Property Rights: Philosophic Foundations*, Routledge & Kegan Paul, 1977, ch. 4. が注目される。

(21) 近代的所有権の諸特質については、川島武宜『所有権法の理論』岩波書店, 1949年, 参照。

(22) Forbes, *op. cit.*, p. 70. またハーコンセンの次の指摘を参照。「正義が社会的制度としていかに生成するかについてのヒュームの議論全体が、それ自体、初発から社会的枠組 (social framework) のなかで展開されている点を銘記することが肝要である」(Haakonssen, *op. cit.*, p. 12)。

2 ヒューム所有権論の展開

ヒュームは正義の諸規則の形成を「黙約」(convention)という独自の概念を用いて説明している。⁽²³⁾彼の叙述はいささか複雑であるが、主要論点を整理して特徴づければ次のようになる。

第1に、正義と所有権の社会性の視点である。この視点に立ってヒュームは黙約が諸個人による利己心の自己規制の結果として成立すると主張する。ヒュームによれば、この自己規制の最終的目標は、個人の私的利益の確保である。このことは正義確立の根本動機が私的利益の実現にあることを示す。「自愛心が〔正義の諸規則〕の真の起源である」(THN 529, 訳119)。では利己的個人はなぜ自己規制という一見逆説的な方法で、その利益を追求するのだろうか。言うまでもなく、利己的情念の自己規制とはその自己否定と同じではない。むしろ自己利益を「より巧妙でより洗練された形で満足させること」(THN 526, 訳115)を意味する。物財にたいする貪欲は「放任されるときより抑制されるときの方がよりよく満足させられ、暴力と普遍的放縱に続く孤独で悲惨な状態にあるときよりも、社会を維持している方が、物財の獲得上はるかに大きな進歩をとげることは明白」(THN 492, 訳66)だというのである。つまり諸個人はその短期的利益への誘惑を自己抑制して、より大きな長期的利益の獲得を目ざすのである。既にみた通り、人間は孤立しては生存できず、社会的労働によってのみ富裕と幸福の追求をはかり得るが、正義の確立が保証する諸個人の長期的利益が、こうした社会の一般的利益に由来することは言うまでもない。

さて正義確立の動機が究極的に個人の私的利益にあると言う場合、正義の諸規則とその利益との論理的関係は多少複雑である。まず正義の諸規則は、個人の利益を直接増進するのではなく、社会における「平和と秩序」(THN 497, 訳73)の一般的確立をつうじて間接的媒介的に促進する。私的利益とは一応区別されたこの社会全体の利益は「公共的利益」(public interest)と呼ばれる。この場合、公共的利益の追求は決して自己目的でなくそれ自体が私的利益確保の手段にすぎないが、ヒュームの論述の特徴は、私的利益の確保が公共的利益の増進を媒介にのみ可能となる点を強調することにある。この意味では、ヒュームのいう公共的利益は、私的利益に優越するとすら言える。このことは例えば彼が正義の諸規則の受益者に言及する際に、常に公共的利益と私的利益という語句を明確に区別して並記し、しかも「公共的利益」を「私的利益」の前に挙示するという叙述の仕方に見われている。「それ〔正義の法〕を公共的利益とあらゆる個人の利益に必須とすることによって」(THN 496, 訳71)、「社会の維持にもあらゆる個人の福祉にも」(THN 497, 訳73)、「全体とすべての部分に無限に有益」(THN 498, 訳74)。従ってヒュームの公共的利益概念は諸個人の利害と本来的に

注(23) ヒューム「黙約」概念の特質については、田中敏弘、前掲論文、15頁、Haakonssen, *op. cit.*, pp. 16-17, を参照。ヒュームによれば黙約は契約とは範疇的に異なる概念であり、後に見るように、契約それ自体が黙約の産物にはかならない。「この黙約は契約という本質のものではない。なぜなら〔中略〕契約それ自体さえ、人間の黙約から生じるからである」(傍点原文イタリック、THN 490, 訳63)。すなわち黙約とは、所有権・契約といった法的概念形成の基礎として機能する社会的概念であり、もっと言えば、かかるものとしての諸個人の社会的行為連関のものである。

ヒューム正義論の特質と意義

矛盾・対立するものではなく、公共的利益が、結局、私的利益に帰着するのは事実としても、それは必ずしも、公共的利益が私的利益に解消することを意味しない。むしろ、ヒュームの公共的利益概念は、私的諸利益相互の対立を調整しつつ、その完全で円滑な社会的実現を媒介する内在的規制理念であり、かかる理念としての固有の性格を保持する点に注意しなければならない。

次に、正義の個々の規則と、利益一般との関連も独自である。すなわち正義の単独の行為は必ずしも常に、公的私的利益に直結するとは限らない、というのである。正義のかかる特質をヒュームは、正義の法が強制する実際の諸行為をあげながら具体的に例証している。「裁判官は貧乏人から取り上げて金持ちに与え、道楽者に働き者の労働を賦与し、悪徳の者の手中に自分と他人を侵害する手段を譲り渡すようなことをする」(THN 579, 訳191)。正義の行為とその効用とのこの独特な関連は、正義の徳性のみ見られる顕著な現象である。これに対して正義以外の諸々の徳性(例えば、仁愛、公正、節儉、勤勉、活発など)では、有徳の行為は単独にそれ自体として人間社会や特定個人に有益あるいは快適な結果をもたらす。正義が人為的徳性として、これら自然的諸徳性(natural virtues)より峻別される理由はここにある。つまり自然的徳性の個別の行為には自然的動機が存在するが、人為的徳性の個別の行為には、自然的動機が存在しないのである。

しかし、正義に固有のこうした事情にもかかわらず、正義の諸規則は確立されねばならない。なぜなら「たとえ正義の単独の行為が公共的利益や私的利益に対立するとしても、その企図と方策の全体は社会へ維持にもあらゆる個人の福祉にも高度に有効であり、実に絶対に必要だということは確実」(THN 497, 訳73)だからである。そして「ある場合に公衆が被害者になったとしても、この一時的被害は、規則の着実な実施とそれが社会に確立する平和と秩序によって十分補償され」(同上)、結局「あらゆる個人ですら収支計算してみれば得をしていることが判明するに違いない」(同上)。

以上の考察から正義の諸規則形成の社会的構造がほぼ明確になったと思われる。正義確立の根本動機たる個人の長期的利益は、いわば二重の媒介をへて追求される。第1は公共的利益の媒介であり、第2は体系的利益の媒介である。こうした二重の媒介を通じての利己的情念の相互的抑制こそ、ヒュームが黙約と呼ぶものの具体的内容にはかならない⁽²⁴⁾。ところで、ここで注意すべきは、このように複雑な内容をもつ黙約の形成が諸個人の自己客観化能力の一定の発達を前提に初めて可能とな

注(24) 正義の公共的性格の強調は、ヒューム正義論理解の一要点をなす。従来、「重商主義の法理論家ヒューム」の主張の論拠とされてきた次の言葉も、この意味で慎重な解釈が必要である。「自己利益は正義確立の根源的動機であるが、公共的利益への同感性は正義の徳に伴う道徳的承認の源泉である」(傍点原文イタリック、THN 499-500, 訳77)。常行敏夫氏の前掲論文はヒュームの「公共的利益」が通説の言う意味での重商主義的権力主義的な「社会全体の利益」ではなく、所有確保という私的個人の利益の総和に過ぎない点を指摘している。示唆にとむ解釈と言えるが、ヒュームが私的利益の社会的実現をあくまで前述した公共的体系的利益の媒介において考えている事実を見落すことはできない。ヒュームはこの場合たんなる直接的私的利己心ではなく、いわば公共的利己心とも言うべきものを考えているのである。それは果して重商主義法理論としての本質の典型的表出なのであろうか。例えば山崎怜氏は類似の性格をもつ公共的利己心の論理的存在を、他ならぬスミス市民社会論体系の内に認められる(山崎怜『国富論』体系と国家認識、経済学史学会編『国富論』の成立』岩波書店、1976年、311頁)。

ると考えられる点である。それは同時に、ヒュームによる正義の体系の基本的理解が、実は、高度に発展し複雑化した近代市民法体系をモデルとして組み立てられた事実を明示している。そしてこの点に、ヒュームの正義形成理論の第2の特徴を見出すことができる。

それは正義と所有権の歴史性の視点である。上に見た第1の特徴が正義の諸規則形成の社会的・公共的構造を解明するものとすれば、これはその歴史的構造を明らかにするものと言える。さて、所有権論の展開に後続する『人間本性論』第3編第2部の第7節から第10節までは、政府の本質・起源論に相当する部分である。ヒュームはそこで、人間社会の発展を、「富と所有物の増大」(THN 541, 訳136)の視点から明確に歴史的に規定し叙述しているが、その結果人類史の総体は、「家族社会」→「自然社会」「小規模未開社会」(部族社会)→「市民社会」「巨大で洗練された社会」(商業社会)、の三段階にほぼ区分されることになる。そして人間社会の発展に対するかかる歴史的段階論的把握の視点は必然的に、正義それ自体の把握にも反映すると考えられるのであり、事実、所有権成立の歴史性を示すヒュームの叙述を見出すことは困難ではない。

約言すれば、ヒュームにとって正義の諸規則とは、社会の歴史的展開を基礎に、その利益と必要によって生まれた人為的制度なのである。正義は、「漸次的に生成し、緩慢に規則違反の不都合をくり返し経験することによって力を獲得する」(THN 490, 訳63)。正義の利益を「看取するだけの経験を十分に積んだならば、正義と所有権が発生する日は近い」(THN 498, 訳74)。正義は、その利益を洞察する諸個人の社会経験の一定の蓄積を前提に、確立される。従って正義確立の具体的方法である利己心の自発的方向転換も、社会において経験的に訓練される自己規制能力を基礎にはじめて可能となる。ハイエクも指摘する通り、正義の諸規則は「直面する問題を解決すべく人々が意識的に発明した」⁽²⁵⁾ものではない。この意味で、ヒューム自身の次の言葉は注目に値する。「同様の方法で、言語はなんらの契約もなしに人間の黙約によって漸次的に確立され、同様の方法で金や銀は交換の共通の尺度となる」(THN 490, 訳64)。言語や貨幣が社会の存在を前提とする歴史的形成物であることは当然であるが、ヒュームが正義と所有権の確立をこのように言語や貨幣の社会的歴史的な起源ないし本質に類比して論じていることは、正義と所有権の歴史性についてのヒュームの認識を最も鮮明に示すものと言える。このような発想からロック的な所有の自然権を説くことは、およそ不可能に違いない。

ところで、ヒュームは正義確立のための経験と学習の場を、主として家族にもとめている。「野蛮な未開状態では研究と反省だけで社会の利点を知るに至ることはできない」(THN 486, 訳57)が、家族社会では「習慣と習性が子供たちの柔軟な心に作用して社会から得られる利益に気づかせる」

注(25) F. A. Hayek, "The Legal and Political Philosophy of David Hume", in V. C. Chappel ed., *Hume: A Collection of Critical Essays*, Notre Dame, 1966, p. 347. これに対して、新村聡氏の前掲論文は、筆者との解釈の差異はあるが、ヒューム正義論における社会性の論理と歴史性の論理の二律背反を綿密に論証している。

(THN 486, 訳58) のである。ヒュームは歴史の起点に社会契約説的な自然状態ではなく家族社会を設定しているが、両性の結合こそ「人間社会の最初の根源的な原理」(THN 486, 訳57) である。しかしこのことは、家族社会において既に確立した所有権が存在する、ということの意味しない。かかる想定は、人類史の起点に完全な所有権が存在することを主張するものであり、正義と所有権の歴史性というヒュームの基本認識と、相容れないからである。

そこで彼は、家族社会において形成されるものが確立した正義の体系それ自体ではなく、あくまでその「最初の萌芽」(THN 493, 訳67) にすぎないと述べている。そして家族社会内部に発生する正義の萌芽は、「社会の拡大につれ日々改善されるに違いない」(THN 493, 訳67)。家族社会に正義の不完全な原型が存在するのは事実としても、かかる原型が、巨大な市民社会の維持に不可欠の展開・確立された正義の諸規則(実定的市民法体系)に程遠いものであることは、言うまでもない。不完全な正義には家族や未開の小社会といった、人間社会の未成熟な形態が対応する。富と生産力の増大に伴う社会の拡大・発展につれて、所有権侵害の不利益を無数に経験する試行錯誤の過程において、正義の法より精緻な体系が漸次確立してくる。ゆえに「現在理解されているような正義の徳性は、粗野で野蛮な人間たちにはまったく夢想だにされなかったであろう」(THN 488, 訳60)。

『人間本性論』中に既に明らかな正義の形成過程に対するこのような歴史的視点は、『道徳原理研究』において一層鮮明になっている。その際、この著作が『政治論集』(Political Discourses, 1752) とほぼ同時期に執筆されたと考えられる事実は、この歴史的視点の強化の背後に、経済社会の基礎的性格の認識の深化があったことを推測させ、興味ぶかい。そこに「市民社会の自然史」という歴史認識の展開が認められるからである。例えばヒュームは、鳥類における巣作りの作業と人間の住居建設とを比較し、前者の完全に非歴的・本能的な行為との対照において、人間の場合を、「人間は時代と場所が違ると、その形造る家屋も異なってくる。ここにわれわれは理性と習慣の影響を認める」と歴史的に特徴づけ、「同様の推論は生殖本能と所有権制度との比較からも引き出されよう」(EPM 202, 訳53) と論じている。すなわち所有権制度が時と所に応じて、理性と習慣によって生じたと主張しているのである。

さらに彼は人間の歴史全体を、「家族」→「数個の家族の一社会への統合」→「数個の別々の諸社会相互の交通」、という三段階に区分した上で、次のように述べる。「歴史と経験と理性によりわれわれは、この人間感情の自然的進行(natural progress)を教えられ、かつわれわれの正義に対する尊重が、その徳性の広汎な効用を知るに従って、しだいに拡大されていくことを教えられる」(EPM 192, 訳36)。ここでヒュームは、人間社会の自然的進行(つまり分業・交換活動の拡大・深化)に対応する正義の法の一般化と精緻化の過程を叙述しているのであるが、これも以上のわれわれの議論を確証するものと言える。それでは、ヒュームが言う現在理解されているような正義の諸規則とは、いかなる内容と構成を有するのであろうか。ヒュームは文明社会における発展した正義の法の体系

(近代市民法体系)の基本構成を解明することによって、この問題に答えている。

Ⅳ 私的所有と契約——市民社会の発見

本章では正義の諸規則の具体的内容の分析によって、ヒューム正義論の市民社会論的実質を明らかにしたい。ヒュームによれば正義の根本法の体系は、所有権の確立・同意による所有権の移転・契約、の三つの法から成る。これら三種の法こそ、市民社会(すぐれて商業社会)の根幹をなす私的所有関係の基軸的構成要素である。

まず第1の所有権確立の法はさらに、現在占有(present possession)・先占(occupation)・時効(prescription)・添附(accession)・相続(succession)、の五種の所有決定諸規則に具体化される。これら個別的諸規則は、必ずしも効用原理から一義的に展開されず、「観念連合原理」を中心とする想像力(imagination)の機能によっても経験的習慣的に確立すると説かれている。諸規則のうち最も重視されるのは先占と相続であり、特にその前者である。両者は効用と想像力の両原理によって積極的に論証され是認される。先占と相続の規則の効用とは、それらが勤労や節検の習慣を奨励することを指すが、この場合、ここに言う先占が事実上いわゆる「労働による所有」と同一の内容をもつことが注目される。なぜならヒュームがしばしば労働所有原理の批判者とされるからである。⁽²⁶⁾

確かにヒュームは「何人かの哲学者たち」(THN 505, 訳85)が提唱する理論として労働所有論を取り上げ、周到な批判的考察を加えている。そしてJ. ハリソンも指摘する通り、この批判がロックの理論を念頭においていることは疑いがない。⁽²⁷⁾しかしその場合、かかるヒュームの考察がロック労働所有論の批判を構成するものではあっても、けっして「労働による所有」の思想一般の排除を意図するものでないことに注意しなければならない。彼の批判の主要論点は、(1)労働を加えるとは言えない先占の種類が実在する、(2)労働を対象に加える(join)とは、比喩的表現として以外の意味をもたない、という点に集約される(THN 505-506, 訳85)。第1の論点は、近代的商品経済の一層の発展を背景に資本家の領有をもふくめた私的所有のより多様な諸形態を考察対象としなければならなかったヒューム理論の歴史的立場から当然であり、第2の点も合理主義的自然法理論批判というヒュームの基本的立場からの必然的見解と言えよう。ヒュームの真の意図は「労働による所有」それ自体の否認ではなく、むしろそれにロックとは異なる独自の基礎づけ(効用と想像力)を与えつつ、労働投下を所有権の多種多様な諸源泉における主要な一形態として、捉え直すことにあった。

ヒュームは述べる。「だれが、ある人の技術と労働によって生産され改善されたあらゆる物が、それほど有益な習慣や生産物を刺激するべく永久にその人に確保されるべきことを、理解しないだ

注(26) 例えば、羽鳥卓也、前掲書、39頁、参照。

(27) Harrison. *op. cit.*, p. 109.

ろうか」(EPM 195, 訳41)。このように考えると、近代的生産力の発展構造を理論的に展開した『政治論集』にみられる次の言葉も、こうした認識の延長線上にある主張にすぎない。「万人は可能な限り自己の労働の果実を、すべての生活必需品と多くの便益品の所有によって実現するべきである」⁽²⁸⁾。ここでヒュームは「労働による所有」の原理を、労働生産力の拡充を基礎に発展する市民社会に適合的な所有原理と捉えた上で、これを端的に肯定しているのである。C. B. マクファーソンの次の言葉に注目されたい。「私的所有権の労働に基づく正当化は、自由主義理論において、疑問の余地なく継承された」⁽²⁹⁾。すなわち、先占規則に対するこうした評価が示すヒュームの労働所有把握は、市民的私有財産の論理的基礎づけというロック所有権論本来の課題を、資本家社会の本格的形成期にふさわしい理論形態のもとに、批判的に継承するという思想史上の意義を担うものと言えよう。⁽³⁰⁾

では次に、正義の第2の法の起源をみよう。正義の第1の法および所有決定諸規則は、私的所有関係の全社会的確定を通じて安定的社会秩序樹立への第一歩を刻印するが、それはただちに新たな不都合を生まざるを得ない。「〔諸規則〕は多く偶然に依存するから、諸個人の欲求と欠乏に矛盾することがしばしば判明する。そのため度々、人々と諸々の所有物とはきわめて不均衡となるほかはない」(THN 514, 訳98)。この不都合を除去すべく、所有権移転の法が人々の黙約によって導入される。この法がなければ、諸個人は自分の欲求に応ずる生活資料を、他人から暴力的に奪取せざるを得ない。こうした破滅的事態を未然に回避すべくこの法が確立されるのだから、財貨の社会的配分の利益がその基礎である。J. B. ステュアートも指摘する通り、同意による所有権の移転とは法的タームで表現された財貨(商品)の交換にはかならない。しかも「同意による、そして同意のみによる交換とは、市場の根底にある原理」⁽³¹⁾である。第1の正義の法が、財貨の安定的所有とこれに立脚する労働(生産)を促進するものとするれば、第2の法は、生産された財貨の交換(流通)を規制する根本原理となる。この法の確立が不可避的であるのは、第1の法が、それだけでは、所有の固定化に帰結して社会的分業と商品交換の活発な展開を、阻止するからである。ヒューム自身この点を明確に述べている。「地球の様々の部分は様々の諸商品(commodities)を生産する。また様々の人間は生来多様な仕事に適しており、何かひとつの仕事に専念することにより一層の完全性に到達する。そしてこれらのことすべてが相互の交換と交通(mutual exchange and commerce)を要求する」(THN 514, 訳98)。ここには社会的分業と財貨交換の必然性が、資源や能力の自然的多様性

注(28) David Hume: *Writings on Economics*, ed. by E. Rotwein, Madison, 1955, rpt. 1970, p. 15. 田中敏弘訳『経済論集』東京大学出版会, 1967年, 24頁。

(29) Macpherson, *Democratic Theory*, Oxford, 1973, p. 130.

(30) 労働に基づく所有は、労働力の自由な売却による所有へと拡大解釈されていく。「ブルジョア的理論の自然法思想からの脱却過程は、自己労働をもととする所有から資本制取得への転化(『資本論』第1部第22章第1節)のロジックにてらして整理されるべきである」(内田, 前掲『経済学の生誕』162頁)。

(31) Stewart, *op. cit.*, p. 118.

ヒューム正義論の特質と意義

なく他人に奉仕するようになる」(THN 521, 訳108)のである。ヒュームは契約によって全面的に媒介された諸個人相互の関係を「人間の欲得づくの交通」と呼んでいる。市民社会における諸個人の特殊な存在様式と関連様式が、この簡潔な表現のなかに適確に語り出されていると言えよう。

V ヒューム経済論の生成

以上の考察を通じて、ヒューム正義論の基本的構造と特質がほぼ明確になったと思われる。彼はまず、人間本性にかんする利己心体系と利他心体系との両面批判から出発する。その結果、利己的であると同時に社会的であらざるを得ない人間の私的かつ社会的本質が解明される。その場合、人間諸個人の社会的結合の基礎は社会的労働の必然性にもとめられた。こうした近代的人間像に立脚するヒュームは、所有権の自然法的観念を明確に否定するとともに、正義と所有権の人為性を論定する。正義の人為性とは、第1にその社会的構造であり、第2にその歴史的構造を意味した。財貨の安定的所有をめぐる諸個人相互の社会関係を基盤に、正義成立の根拠を解明するヒュームの方法視角は、自然の排他的領有（その前提には共同体の解体に対応する土地の商品化、さらにその暴力的収奪＝「困い込み」という歴史的事実がある）という近代的私的所有の独自の現象形態を、直接、即自的に理論化したロック所有権論を越える意味をもつ。ヒューム正義論の所有権理論としての画期的意義はここにある。

さらに、正義の諸規則の体系は、所有権の確立・同意による所有権移転・契約の遵守、という三原理に集約的に定式化され、市民社会の基礎を支える大黒柱としてヒュームによって敢えて「自然法」(THN 484, 訳54)と呼ばれる。17世紀的自然法理論を人為的正義論の展開によっていったん解体したかに見えたヒュームが、ここで、市民社会形成の歴史的地盤により深く内在した人間・社会論を、「まったく新しい種類の自然法理論」⁽³³⁾(ハーコンセン)として再構築していることに注意しなければならない。既に明らかのように、ヒュームによる正義の本質・起源論の基礎には、労働と生産において結合する諸個人というすぐれて生産力的な人間観が措定されるとともに、正義の三原理の展開では、より明確に、社会的分業関係を通じて生産し交換する人間がその基礎に置かれていることが明らかとなる。正義と所有権を黙約という相互承認の社会的過程を媒介に経験的に樹立していく法的主体は、同時に他面で、生産し交換する経済的主体でもある。この意味でヒューム正義論の背後には、生産労働主体としての人間、分業交換社会としての市民社会把握が存在すると言えよう。しかし重要なことは、正義論を展開する論理次元では、経済的主体はあくまで法的主体の前提として現われ、従って分業交換社会も法的政治的社会成立の与件として登場する点である。この意味でヒューム正義論の市民社会把握は、第一義的には、法的政治的視点から展開されていると言わ

注(33) Haakonssen, *op. cit.*, p. 12.

ねばならない。そして、正義論展開の基礎をなすこれら諸前提（経済主体と経済社会）をまさに中心主題として正面から取り上げ、理論的体系的に考察した成果が『政治論集』なのである。ヒューム正義論を経済論に結ぶ論理的媒介環が、ここにある。最後にこの点を簡単に見ておこう。

『政治論集』に収められた経済諸論文では、経済社会の自律的発展が生産力つまり「技術と産業活動」(arts and industry)の成長の視点から原理的に展開されている。産業活動の内容は、農業と製造業という二大産業部門を中心にくり広げられる、社会的分業の拡大・深化過程として、具体的に示される。農業は生活資料・必需品生産の基盤であり、製造業は農業の発展が析出する剰余生産物に市場を提供する。そして農工二部門間のかかる相互的発展の基礎の上に、大衆の国内消費需要に根ざす豊かな国内市場＝自立的再生産圏の形成が展望される。「生活のあらゆる物は労働によって購買される。そして労働の唯一の原因はわれわれの諸欲望である。ある国民が製造業(manufactures)や機械的技術(mechanic arts)に富むときには、農民だけでなく土地の所有者も、農業をひとつの科学として研究し、かれらの勤労と入念さを倍加する。かれらの労働から生ずる剰余生産物は失われることがなく、製造品と交換されて、いまや人々の奢侈がかれらに渴望させる諸々の財貨を得させる⁽³⁴⁾」。

こうして自由な生産諸主体のインダストリーを起点に、農工分業を基軸とする自律的な経済社会発展の論理を構成してゆくヒュームの市民社会認識は、近代的生産力の把握に立つ古典経済学的基調に立脚するものである。さらに、前に言及した正義の法の歴史的形成についても、「法律、秩序、治安、規律、これらのものは、人間の理性が働かされたり、せめて商工業というもっと通俗的な技術に用いられられたりすることによって洗練されないうちは、いかなる程度の完成に達することもないであろう⁽³⁵⁾」という形で、基礎過程との照応においてより明確に再説されている。加えてヒュームが以上の基礎理論を基準として、当時の重商主義政策・理論体系の根底よりの打破を、その中心課題としていたことは周知の事実である。その場合、生産力増大の基礎視角から、機械的貨幣数量説と地金の自動調節作用論を理論的武器に、重商主義の理論的根拠である貿易差額説の無効性が論証される。この他、利子論、租税論、公債論、といったイギリス国民経済の緊要なる政策的諸問題のするどい分析をつうじて、ウィッグ重商主義体制の反動性と腐朽性が批判的に示され、成熟しつつある初期産業資本の力強い自立が展望されるのである⁽³⁶⁾。

このように見てくると、ヒュームの近代経済社会像がロック『利子・貨幣論』(Some Considera-

注(34) Rotwein ed., *op. cit.*, p. 11. 田中, 前掲邦訳, 18頁。

(35) *Ibid.*, p. 24. 田中, 前掲邦訳, 36頁。

(36) ヒューム経済思想の全体像については以下を参照。小林昇『経済学の形成時代』未来社, 1961年。田中敏弘『社会科学者としてのヒューム』未来社, 1971年。田中秀夫「ヒューム経済論の特質と意義」(『経済叢』第122巻 第3・4号)。E. A. Johnson, *Predecessors of Adam Smith: The Growth of British Economic Thought*, 1937, rpt. New York, 1960, pp. 161-181. Rotwein, *op. cit.*, pp. ix-cxi. D. Deleule, *Hume et la naissance du libéralisme économique*, Paris, 1979.

tions of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, 1692) のそれと、大きく異なることは明らかであろう。既にみたように、『統治二論』において生活資料の再生産という近代的視点から出発しながら、分業と商品生産の論理を基軸として市民社会の基礎過程（自律的再生産過程）を論理的に把握できず、貨幣蓄蔵と流過程のうち生産力増大の主要契機を求めたロックは、『利子・貨幣論』においてもこれに対応する重商主義的経済社会像を展開したのである。確かにそこでは、『統治二論』には見られない一国の経済循環構造の把握が示され、さらにその循環過程には、経営地主・土地保有農・商工業者・借地農業者・職人・労働者といった近代的諸階級の成長が明らかにされる。つまり、国民経済の基盤を構成する社会的分業と商品生産の広汎な展開状況が、具体的に描き出されるにいたる。この意味で、近代的産業資本の初期的諸形態の自生的成長の姿が、中産の生産者層のイメージを軸に一応、語られていると言える。にもかかわらず、「この生産過程は『利子・貨幣論』においても表象にすぎない⁽³⁷⁾」。すなわち、上にあげた生産の諸階級を媒介する経済循環の分析は、再生産過程それ自体に基礎をおく生産物の自律的循環の把握ではなく、あくまでも、貨幣流通の視点から捉えられた「重商主義的な経済循環論⁽³⁸⁾」にとどまるのである。そして、こうした把握を規定する究極の基準は、国民的生産力の充実それ自体ではなく、海外市場に立脚する貨幣＝順貿易差額の獲得のうちに存した。すなわち国民の富裕の源泉は貨幣量の相対的豊富に求められたのである。この点で、貨幣をたんなる交換手段と規定しつつ、「公共の穀物倉庫・毛織物倉庫・兵器庫、これらはすべていかなる国家においても、真実の富であり力であることが認められねばならない。商工業は事実上、労働の貯え (stock of labor) にほかならない⁽³⁹⁾」と言明したヒュームの実物経済的視点と対極的と言わなければならない。

ヒューム『政治論集』とロック『利子・貨幣論』との基本的対照は、このように明白である。かくして、ヒューム正義論が前提とする近代的生産力的な人間・社会把握は、経済論における再生産(P……P)視点にはば立脚する基礎過程分析へと、発展的に結実することになる。それは同時に、ロックの17世紀的所有権論および経済論の段階を越える、18世紀的市民社会論の地平を最初に開示するものと言えるであろう。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注 (37) 平井俊彦『ロックにおける人間と社会』ミネルヴァ書房、1964年、172頁。

(38) 田中正司、前掲書、311頁。

(39) Rotwein ed., *op. cit.*, p. 12. 田中、前掲邦訳、20頁。『統治二論』と『利子・貨幣論』の市民社会像に共通に見られる、分業再生産視点と貨幣流通視点との混在、前者の後者を基調とする表出という両義的性格は、基本的には、名誉革命以後の原始蓄積期において全面的に推進・展開された「固有の重商主義」政策体系それ自体の両義的性格の反映と考えられる。所有権論においても、生産労働の価値形成的創造の本質の把握は、孤立の個体的労働の生産性として規定されるにとどまり、社会的分業に立脚する商品生産の論理を基軸とした社会的生産力の自律的増大の原理的把握と、媒介・結合しないのである。